

茨城県報

第6006号

昭和47年4月13日

木曜日

(明治35年3月17日)
(第三種郵便物認可)

目次

規 則

(公 安 委 員 会)

●茨城県警察職員の特別ほう賞金に関する条例施行規則の一部改正	ページ 1
告 示	
●青少年に有害な興行(県民室)	3
●保安林の指定解除の予定(林業課)	5
●川中子地区土地改良事業の縦覧(農地管理課)	5
●県営大宮地区土地改良事業の縦覧(〃)	5
●土浦阿見都市計画道路変更の図書の縦覧(計画第一課)	6
●道路位置の指定(建築住宅課)	6
●公共測量の終了(用地室)	7
●清明川土地改良区役員の住所変更(江戸崎土地改良事務所)	7
公 告	
●卸売販売業者の定期登録(農業経済課)	8
●野菜指定産地生産出荷近代化計画(農産園芸課)	8
●地方卸売市場の開設の許可(〃)	9
●卸売業務の許可(〃)	9
●同 上(漁政課)	10
●姫宮土地区画整理組合の設立認可(計画第一課)	10
●土地立ち入り測量(用地室)	11
(鹿島臨海工業地帯開発組合)	
●公債証券償還	11

規 則

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第9号

茨城県警察職員の特別ほう賞金に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和47年4月13日

茨城県公安委員会委員長 豊 崎 昇

茨城県警察職員の特別ほう賞金に関する条例

施行規則の一部を改正する規則

茨城県警察職員の特別ほう賞金に関する条例施行規則(昭和41年茨城県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1, 別表第2および別表第3を次のように改める。

別表第1

殉職者特別ほう賞金

功 勞 区 分	金 額
(1) 特に顕著な功勞があり一般の模範と認められる者	4,000,000円
(2) 多大な功勞があると認められる者	3,000,000円
(3) 特に功勞があると認められる者	2,000,000円

別表第2

不具廃疾者特別ほう賞金

等 級	功勞区分	(1) 特に顕著な功勞があり一般の模範と認められる者	(2) 多大な功勞があると認められる者	(3) 特に功勞があると認められる者
第 1 級		4,000,000円	3,000,000円	2,000,000円
第 2 級		3,600,000	2,400,000	1,600,000
第 3 級		3,000,000	2,000,000	1,300,000
第 4 級		2,400,000	1,600,000	1,200,000
第 5 級		2,000,000	1,400,000	1,100,000
第 6 級		1,800,000	1,200,000	1,000,000
第 7 級		1,600,000	1,100,000	900,000
第 8 級		1,400,000	1,000,000	800,000
第 9 級		1,200,000	900,000	700,000
第 10 級		1,100,000	800,000	600,000
第 11 級		1,000,000	700,000	500,000
第 12 級		900,000	600,000	400,000
第 13 級		800,000	500,000	300,000
第 14 級		700,000	400,000	200,000

備考 本表の等級は、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第2に掲げる等級によるものとし、等級の決定については、同規則第40条第2項から第5項までの規定を準用する。

別表第3

受 傷 者 特 別 ほ う 賞 金

受 傷 の 区 分	金 額
療養期間が2週間未満の場合	20,000円
療養期間が2週間以上1か月未満の場合	60,000円以内
療養期間が1か月以上3か月未満の場合	100,000円以内
療養期間が3か月以上6か月未満の場合	140,000円以内
療養期間が6か月以上の場合	200,000円以内

備考 療養期間は、第3条の規定による上申のとき添付する診断書による。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

告 示

茨城県告示第371号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第7条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

昭和47年4月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

指定番号	種 類	題 名	製 作 社 名	配 給 社 名
593	映 画	十七才以下のSEX	西独・GEISEL フ イ ル ム	松 竹 映 配
594	"	痴 態 百 景	ブ ロ 鷹	同 左
595	"	セ ッ ク ス 診 断	関 東 ムービー	"
596	"	み だ ら な 夫 婦	21 世 紀 プ ロ	"
597	"	日活ニュース ＜さすらいの情事＞	日 活	"
598	"	さすらいの情事	"	"
599	"	残酷ポルノ 昭和猟奇犯罪実録	葵 映 画	"
600	"	若妻婚外プレイ	東 京 興 映	"
601	"	穴 馬 芸 者	(株)近代映像	"
602	"	日活ニュース ＜情炎お七恋唄＞	日 活	"
603	"	す き も の	映 像 社	"
604	"	情 炎 お 七 恋 唄	日 活	"
605	"	畏 の あ る 性	大 東 映 画	"
606	"	日活ニュース ＜雨のオランダ坂＞	日 活	"

607	映 画	東京女とエロ事師	(株)プリマ企画	同	左
608	"	情 事 へ の 誘 惑	"	"	
609	"	続・私は好奇心の強い女 I AM CURIOUS BLUE	スエーデン・ サンドリエウス	東	和
610	"	日活ニュース ＜秘 事＞	日 活	同	左
611	"	秘 事	"	"	
612	"	淫 魔	大 蔵 映 画	"	
613	"	獣 欲	"	"	
614	"	先 天 性 欲 情 絵 巻	(株)映 像	"	
615	"	ルーム・IN・ブルー・ ムービー BLUE MOVIE SESSION	オランダ・スコ ーピオ・フィル ム	N. C. C	
616	"	現代ポルノ遊び1対3	日 本 シ ネ マ	同	左
617	"	露 出 EXPOSED	スエーデン・オリ ンピック・フィル ム	現代映画(株)	
618	"	白 い 天 使 の 誘 惑	日 活	同	左
619	"	日活ニュース ＜白い天使の誘惑＞	"	"	
620	"	雨 の オ ラ ン ダ 坂	"	"	
621	"	団地マダム (秘) レポート WASS MANNER NICHT FUR MOGLICH	西独・ラビット・ フィルム	松 竹 映 配	
622	"	乱 性 の 肌 合 せ	ゴールド・プロ	同	左
623	"	絶 妙 の テ ク ニ ッ ク	東 京 興 映	"	
624	"	愛 と 悦 び の 官 能	"	"	
625	"	燃 え る 紅 肌	映 像 社	"	
626	"	昭 和 元 録 ト ル コ 風 呂	"	"	
627	"	肉 風 呂 温 泉 旅 館	日 本 シ ネ マ	"	
628	"	レ ズ & S M 大 百 科	"	"	
629	"	覗 く セ ッ ク ス 魔	関 プ ロ	"	
630	"	日活ニュース ＜学生妻 し の び 泣 き＞	日 活	"	
631	"	女子学生ポルノテクニク	関 東 ム ー ビ ー	"	
632	"	学生妻 し の び 泣 き	日 活	"	
633	"	夫 婦 ご つ こ	青 年 群 像	"	
634	"	ラブ・ハンター 熱 い 肌	日 活	"	
635	"	日活ニュース ＜ラブ・ハンター 熱い肌＞	"	"	
636	"	続・女子学生 (秘) レポート SCHOOL GIRLS REPORT PART 2	独ラビット・ フィルム	松竹映配(株)	

茨城県告示第372号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のように保安林を解除する予定である旨の通知があつたので、同法第30条の規定により告示する。

昭和47年4月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 解除を予定している保安林の所在場所
西茨城郡岩間町大字上郷字北山3646の15・3646の38(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解 除 の 理 由
指定理由の消滅
(「次の図」は省略し、その図面を茨城県庁及び岩間町役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第373号

玉川土地改良区が行なおうとする川中子地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第6項において準用する同法第8条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和47年4月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧に供する書類
玉川土地改良区定款の写し
川中子地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間
昭和47年4月19日から昭和47年5月9日まで
- 3 縦 覧 の 場 所
玉里村役場

茨城県告示第374号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営大宮地区土地改良事業について計画を定めたので、同条第4項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和47年4月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧に供する書類

県営大宮地区土地改良事業計画書写し

2 縦 覧 の 期 間

昭和47年 4 月19日から昭和47年 5 月 9 日まで

3 縦 覧 の 場 所

大宮町役場

茨城県告示第375号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、土浦・阿見都市計画道路(2等大路第1類第5号木田余並木線ほか1路線)を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和47年 4 月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

縦 覧 場 所 茨 城 県 庁

茨城県告示第376号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和47年 4 月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

A

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
1	47. 4. 13	竜ヶ崎市佐貫町字大田切786—1, —4, —7, —8	4.00	25.50
2	〃	土浦市大字中貫町字西埜2405 字西野2404	4.05	65.40
3	〃	日立市神峰町3丁目1258—7	4.00	20.70
4	〃	稲敷郡阿見町大字荒川沖字鶉野1825—4	4.00	20.90

B

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
1	47. 4. 13	水戸市若宮町字権現台288—1	4.00	34.90
2	〃	那珂郡大宮町字前ノ台1065—7	4.00	34.00

3	47. 4. 13	猿島郡総和町大字駒羽根字久保819—8, 819—12	4. 00	64. 50 (回転広 場付)
4	〃	〃 〃 大字西牛谷字田向727, 728	4. 00	44. 00
5	〃	水海道市中妻町字砂場896—1, —11, —12, —13	4. 10	34. 15
6	〃	〃 〃 字大野道北707—1, —4, —6	4. 00	17. 45
7	〃	石岡市大字石岡字鹿ノ子9380—5	4. 00	34. 60
8	〃	北相馬郡藤代町片町字南裏畑283—3, —4, 291—2	4. 00	34. 70

茨城県告示第377号

測量法(昭和24年法律第188号)第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があつたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

昭和47年 4 月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 測量計画機関 水 戸 市
- 2 作 業 種 類 公共測量(空中写真測量図化)
- 3 作 業 終 了 日 昭和47年 3 月31日
- 4 作 業 地 域 水戸市谷津町, 木葉下町, 藤井町, 渡里町, 中河内町, 柳河町, 青柳町, 根本町, 水府町, 吉沼町, 酒門町, 住吉町, 元石川町, 東野町, 平須町, 見川町, 飯島町及び大塚町地内

茨城県告示第378号

稲敷郡阿見町大字君島 545 番地に事務所をおく清明川土地改良区から、次のとおり役員が住所を変更した旨届け出があつたので、土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和47年 4 月13日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 酒 井 善 吉

- 1 住所変更前

氏 名	職 名	住 所	摘 要
小松沢 久 嗣	理 事	稲敷郡阿見町大字進原971番地	
- 2 住所変更後

氏 名	職 名	住 所	摘 要
小松沢 久 嗣	理 事	稲敷郡阿見町大字進原1136番地の5	

公 告

●卸売販売業者の定期登録

食糧管理法施行規則(昭和22年農林省令第103号)第21条の規定により、次の者を卸売販売業者として登録した。

昭和47年4月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

「次の者」は省略し、茨城県農林水産部農業経済課において縦覧に供する。

●野菜指定産地生産出荷近代化計画

野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)第8条の規定に基づき波崎(夏秋ピーマン)産地について生産出荷近代化計画をたてたので、同法第8条第1項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

昭和47年4月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

指 定 産 地 名 波 崎

- 1 指定野菜の種別 夏秋ピーマン
- 2 指定年月日 昭和46年6月13日
- 3 計画樹立年月日 昭和47年1月31日
- 4 指定産地の区域 波 崎 町
- 5 作付面積、生産数量及び出荷数量の目標

(1) 作付面積、生産数量等

年 次	項目 田畑	作付面積 (ha)			10a ^a 当り生産 数 量 (kg)			生 産 数 量 (t)		
		田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計
現 在 (45年)			84	84		7,500	7,500		6,300	6,300
目標年次 (50年)			95	95		8,000	8,000		7,600	7,600

(2) 出荷数量(生食用)

(単位: t)

年 次	項 目	指定消費地向け	その他県外向け	その他県内向け	合 計
現 在 (45年)		4,050	1,000	850	5,900
目標年次 (50年)		5,420	800	500	6,720

(3) 近代化施設の導入

項 目 事 業	事 業 種 目	事 業 ヶ所数	受 益 数	受 益 面 積	備 考
生産近代化事業	トラクター及び付属作業機	1	戸 415	ha 95	
	農 機 具 格 納 庫	1	415	95	
	農 用 ト レ ン チ ャ ー	1	415	95	
	蒸 気 式 土 壌 消 毒 機	1	415	15	
出荷近代化事業	集 出 荷 用 建 物	3	415	95	
	集 出 荷 用 機 械 (自動包装機, ベルトコンベヤー)	3	415	64	
	共同計算用電動式計算機	1	415	95	

●地方卸売市場の開設の許可

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第55条の規定により地方卸売市場の開設を昭和47年4月5日付で次のとおり許可したので、茨城県卸売市場条例(昭和46年茨城県条例第51号)第25条の規定により公示する。

昭和47年4月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 市 場 の 名 称 水戸市公設地方卸売市場
- 2 市 場 の 位 置 水戸市青柳町4556番地
- 3 取扱品目の部類 青果部, 水産物部

●卸売業務の許可

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第58条第1項の規定により卸売の業務を昭和47年4月5日付で次のとおり許可したので、茨城県卸売市場条例(昭和46年茨城県条例第51号)第25条の規定により公示する。

昭和47年4月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 卸売業務を行なう市場の名称
水戸市公設地方卸売市場
- 2 卸売業務を行なう市場の位置
水戸市青柳町4566番地
- 3 卸売業務を行なう取扱品目の部類
青 果 部
- 4 卸売業務を行なう者

水戸中央青果株式会社

茨城県大同青果株式会社

●卸売業務の許可

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第58条第1項の規定により卸売業務を昭和47年4月5日付で次のとおり許可したので、茨城県卸売市場条例(昭和46年茨城県条例第51号)第25条の規定により公示する。

昭和47年 4 月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 卸売業務を行なう市場の名称
水戸市公設地方卸売市場
- 2 卸売業務を行なう市場の位置
水戸市青柳町4566番地
- 3 卸売業務を行なう取扱品目の部類
水産物部
- 4 卸売業務を行なう者
茨城水産株式会社
岡春商事株式会社
常洋魚類株式会社

●姫宮土地区画整理組合の設立認可

姫宮土地区画整理組合の設立については、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定により認可したので次のとおり公告する。

昭和47年 4 月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 組 合 の 名 称 姫宮土地区画整理組合
- 2 事 業 施 行 期 間 昭和47年 4 月13日から昭和50年 3 月31日まで
- 3 施 行 地 区 竜ヶ崎市字姫宮、字中谷原の一部
- 4 事務所の所在地 竜ヶ崎市竜ヶ崎4235番地
- 5 設立の認可の年月日
昭和47年 4 月13日
- 6 事 業 年 度 昭和46年度から昭和49年度まで
- 7 公 告 の 方 法 事務所の掲示場及び理事が指定する掲示場

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第2項の規定により次のとおり立ち入りを許可した。

昭和47年 4 月 13 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 起業者の名称 東京電力株式会社

2 事業の種類 特別高圧架空送電線東京鉄骨橋梁供給工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

取手市大字下高井字常案, 字溜下, 字離島, 字上根田, 字横手道下, 字上川辺, 字中川辺, 字
大山下, 字窪及び字上窪地内

筑波郡伊奈村大字福原字下ノ張, 字北浦, 字北水神原, 字西水神浦, 字南浦及び字水神浦地内
" " 大字福田字仲田, 字六反, 字下長張, 字六反田耕地, 字下深田, 字前畑及び字深
田地内

" " 大字谷井田字向新田及び字前田地内

" " 大字弥柳字修理, 字金房耕地, 字神明, 字新田浦, 字中内, 字五反田, 字沼前,
字沼向耕地, 字下耕地, 字沼前耕地, 字下根田及び字宮下地内

" " 大字狸淵字中堤外, 字宮前, 字中堤下, 字堤下, 字寺前, 字寺脇, 字浄円寺前,
字北判塚及び字大割地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和47年 4 月 15 日から昭和47年 7 月 15 日まで

(鹿島臨海工業地帯開発組合)

●公債証券償還

鹿島臨海工業地帯開発組合交付公債第20, 21, 22回発行(第8次償還分), 第23, 24, 25回発行
(第7次償還分), 第26, 27, 28回発行(第6次償還分), 第29, 30, 31回発行(第5次償還分),
第32, 33, 34回発行(第4次償還分), 第35, 36, 37回発行(第3次償還分), 第38, 39, 40回発
行(第2次償還分), 第41, 42, 43回発行(第1次償還分)の元金を次の方法により抽せん償還し
ます。

昭和47年 4 月 13 日

鹿島臨海工業地帯開発組合

管理者 岩 上 二 郎

1 抽せんの日時

昭和47年 4 月 20 日 午前11時

2 抽せんの場所

鹿島郡神栖町大字平泉外字十二入会

鹿島臨海工業地帯開発組合鹿島事務所

3 抽せんの方法

抽せんは箱型抽せん器を使用し、あらかじめ各券種の証券番号を組合せたくじ番号で抽せんを行う。当せん番号は各券種共通とする。

4 償 還 額

第20回発行 16,690千円以内とする。

“ 21 “	26,380	“
“ 22 “	13,200	“
“ 23 “	12,000	“
“ 24 “	21,070	“
“ 25 “	21,370	“
“ 26 “	7,500	“
“ 27 “	7,250	“
“ 28 “	11,000	“
“ 29 “	5,880	“
“ 30 “	17,500	“
“ 31 “	11,250	“
“ 32 “	8,880	“
“ 33 “	9,130	“
“ 34 “	5,750	“
“ 35 “	7,630	“
“ 36 “	7,630	“
“ 37 “	12,500	“
“ 38 “	10,630	“
“ 39 “	7,000	“
“ 40 “	8,380	“
“ 41 “	9,630	“
“ 42 “	8,380	“
“ 43 “	10,130	“

5 償 還 期 日

昭和47年 5 月15日

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 3 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所